

U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム

助成金申請要項（2024 年度版）

（地域協働型包括教育支援事業）

【目的】

現在、日本の子どもの 9 人に 1 人が相対的貧困にあると言われています。また、ひとり親世帯では、2 人に 1 人が貧困状態です。子どもの貧困は、世代を繰り返し、子どもたちの力だけでは抜け出すことは非常に困難です。また、貧困だけではなく虐待やいじめなどにより家庭や学校に居場所がない子どもたち、さらに外国にルーツを持つ子どもたちの存在も、多くのメディアで取り上げられています。

このような困難な状況に置かれた日本の子どもたちを包括的に支援し成長を育むことを目的とし、子どもたちが夢や希望を持てる社会となることを目指します。

【概要】

日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）は、貧困や様々な理由で、困難な状況に置かれた日本の子どもたちを対象に、「U-Smile ～みんなでつなぐ子ども応援プログラム」（略称 U-Smile プログラム）（地域協働型包括教育支援事業）を実施しています。

- 1 本事業の対象となる子どもは、相対的貧困や様々な理由により困難な状況に置かれている日本の子どもたちです。基本的な生活習慣や自己肯定感を身につけ、人や社会と関わる力や将来の自立に向けて生き抜く力をつけることを目的としています。
- 2 個別支援的なアプローチに止まらず、『地域協働』、かつ、『包括教育支援』で、事業を推進していきます。地域のユネスコ協会、自治体、教育機関（大学・高等学校・中学校・小学校等）、NPO（Nonprofit Organization）、企業、経済団体、住民が、地域で密接に連携し、役割分担の上、ネットワーク的かつ有機的に協働し、生活習慣、学習習慣、自己肯定感の醸成など、困難な状況にある子どもたちの自尊・自律を促す包括的な教育学習支援を目指してまいります。
- 3 地域の実状を踏まえ、地域の個性に合わせて、順次活動領域を広げていきます。各地域ユネスコ協会・クラブの自主的な取り組みを土台に、日ユ協連は各地域ユネスコ協会・クラブの取り組みを資金面では本助成制度で、また、他団体とのコーディネート等も含めて支援していきます。

【申請要項】

1 申請可能団体

日ユ協連の構成団体会員、及び、構成団体会員から推薦のある団体

※構成団体会員は、2023 年度構成団体会費納入済みの構成団体会員に限る。

※構成団体会員は、推薦する団体に対して、監督責任を負う。構成団体会員が、推薦する団体は、法人格を有することを条件とする。

2 助成金の対象分野

分野 1) 勉強会、講演会の開催……本社会課題について地域市民への情報発信、啓発活動に伴う費用

分野 2) 感動体験の提供…… イベントや体験ツアーの実施に伴う費用

分野 3) 学習支援、居場所支援等…自らが当該事業を開始する為の運営費用、または、既存事業の受益者の拡大の為の運営費用（構成団体会員が連携・関与している実施団体への支援費用を含む）。

分野 4) その他…… 分野 1～3 に該当しないが、本事業の主旨に沿う活動費用。
または、分野 3 の初期費用（初年度 1 回のみ）。

3 助成金（1 事業年度）

各事業分野における 1 事業あたりの助成金額：下記に定める通り。

事業分野	1) 勉強会、講演会の開催	2) 感動体験の提供	3) 学習支援、居場所支援等	4) その他
目的	本社会課題に関する地域市民への情報発信、啓発活動（勉強会や講演会の開催）	イベントや社会体験ツアーを実施し、人と関わる力や自己肯定感を育む。	学習支援、居場所支援による、包括教育支援の実施	分野 1～3 に該当しないが、本事業の主旨に沿う活動費用。または、分野 3 の初期費用（初年度 1 回のみ）。
開催頻度	年 2 回まで	回数は定めない	週 1 回以上	—
対象	一般市民など	困難な状況に置かれている子どもたち		
使途	施設使用料、講師謝礼、印刷製本費等	交通費、講師謝礼、保険、引率費用等	運営費、人件費、賃借料等	活動費、初期費用
助成額	上限 50 万円	上限 50 万円	上限 300 万円	上限 100 万円

（留意点）

- ①U-Smile プログラムを各地域へ広く展開するため、申請事業数に上限を設けます。同一団体が行う同一事業（同一スキームとみなされるものを含む）の申請は、2024 年度は、2 事業を上限とします。但し、団体設立 3 年以下の団体は、運営等の安定性を重視し、2024 年度は、1 事業とします。

- ②本件助成制度により助成を受けた後、他団体へ事業を移管する場合、予め、日ユ協連に相談、届け出を要します。移管を受けることが可能な団体は、申請可能対象団体とします。
- ③移管団体と被移管団体は、移管する事業を連携・協働して遂行するため、移管団体は、日ユ協連からの当該事業に対する助成期間が終了するまで（すなわち、助成期間は最大 3 年につき最大 3 年間）、2 つ目の事業として、移管する事業と同一事業（同一スキームとみなされるものを含む）の申請はできません。
- ④申請以前に実施した事業開始の為の調査費用は、助成金の対象になりません。自己資金にてご対応ください。
- ⑤接待交際費は、助成金の対象になりません。
- ⑥会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するための、華美ではない少額の費用（会議費）（1 人あたり 1 回税込み 1,000 円以下/月 1 回上限）は、助成金の申請することは可能です。なお、実施日、参加者名、議事内容等を記録した議事録と領収書の保管が必要です。
- ⑦「2）感動体験の提供」分野は、申請者の存在する地域において、日ユ協連が自ら主催・実施する（含む予定）感動体験と同種・同様の活動の場合、申請の取り扱いを日ユ協連と協議させて頂く場合があります。
例）日ユ協連で体験旅行を実施。地域のユネスコ協会が同じく体験旅行を企画し、本件、助成金を申請。参加対象者が重複する等の場合、協議を行います。

4 助成事業の対象期間

2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

（留意点）

助成金の交付は、最大 3 年を予定。複数年の助成を希望する場合は、助成期間終了後、事業を自らの資金で対応できるように、計画を立案してください。申請時にその旨を明記のうえ申請してください。

なお、「継続申請」において、「助成金交付規程」に定めた事項に抵触する場合や、過年度の実施状況が不芳と判断される場合には、助成金の返還・決定取り消しを行い、「継続申請」を認めない場合があります。

なお、2022 年度テストラン期間の事業は、継続案件として取り扱い、3 年に含めます。

5 申請書に必要な書類

- ① 助成金申請書（様式 1） ② 助成金予算書（様式 2A）（複数年申請の場合は様式 2B も提出）
- ③ 助成金振込口座指定書（様式 3）

6 申請方法・申請期限

申請書類をデータで電子メールにてお送りください。送付先：kyoiku@unesco.or.jp

申請受付期限：2024 年 12 月末日

※申請書（様式 1）は代表者の自署が必要です。記入後、スキャナー等で PDF ファイルにして送付して下さい。

7 審査結果の通知

申請は、助成金審査会で審査のうえ、決定します。決定後、すみやかにご通知します。

助成金審査会の決定により、助成金の減額や不採択となる場合もあります。その際も、すみやかにご通知します。

8 事業報告について

事業終了後翌年 6 月末日までに日ユ協連事務局に提出してください。報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料（新聞記事等）なども添付してください。

9 助成事業内容の変更等

助成事業内容を変更する場合、または、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は、必ず日ユ協連事務局に連絡し、事業申請変更書類を事務局にご提出ください。日ユ協連事務局への連絡なく、助成事業内容を変更した場合、当該事業実施後でも助成金を返金していただきます。また、助成事業が実施できなかった場合（事業の一部が実施できなかった場合を含む）、未使用の助成金の返金が必要です。

10 助成金交付規程の承諾

本事業の助成は、高額かつ複数年の助成制度であることから、日ユ協連が定める「助成金交付規程」を承諾していただく必要があります。「助成金交付規程」を熟読、承諾のうえ、申請を実施してください。

「助成金交付規程」を承諾していただけない場合は受付できません。

以上

【照会先：事務局】 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
教育と社会の課題支援部
E-mail : kyoiku@unesco.or.jp
電話 : 03-5424-1121 (平日 9 : 30~17 : 30)